

平成18年度

新規研究開発領域探索に関する報告書

— 「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域設定経緯 —

平成19年8月

独立行政法人 科学技術振興機構

社会技術研究開発センター

目次

1. はじめに.....	2
2. 新規研究開発領域設定の背景	3
3. 新規研究開発領域検討の経緯	6
3-1. 候補領域に関する予備的調査	8
3-2. 検討候補領域の抽出と検討の進め方.....	10
3-3. 候補領域の検討.....	11
3-3-1. 現状把握及び問題の抽出.....	11
3-3-2. 研究開発課題の抽出と領域の具体像の作成.....	16
3-3-3. 公開フォーラムでの意見聴取.....	21
3-4. 事前評価.....	23
4. 新規研究開発領域の概要.....	26
5. おわりに.....	31
6. 付録.....	33

1. はじめに

社会技術研究開発センターにおいては、社会技術研究開発を、社会的公共的価値を生み出していくイノベーションのプロセスと捉え、社会における具体的な問題の解決に寄与するための研究開発を推進している。

センターは、平成13年の旧社会技術研究システム発足以来の実績とそれに対する評価を踏まえて、平成18年7月に新たな運営方針を打ち出した。その基本的な考え方として、重要な問題が存在し、かつセンターの事業により成果が期待できる分野に絞り込み、目標を明確に定めた研究開発領域を設定すること、及び、研究開発領域の設定からプロジェクトの実施まで、広く社会の関与者の参画を得て行うことを掲げた。

新たな運営方針に沿った取組の一環として、既存の「安全安心」研究開発領域を平成18年度で終了することとし、国の科学技術政策上も重要な安全安心の分野について、対象とする問題をしぼりこんで新規の研究開発領域を設定すべく、平成18年7月より検討を行った。一連の検討の結果、「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域を平成19年4月に設定するに至った。

本報告書は、新規研究開発領域の設定に至る検討の経緯等についてとりまとめたものである。

2. 新規研究開発領域設定の背景

社会技術研究開発は、国の科学技術政策上のニーズとして検討が始められ、平成12年12月に科学技術庁の「社会技術の研究開発の進め方に関する研究会」により提言「社会技術の研究開発の進め方」がとりまとめられ、推進に当たっての基本的な考え方が示された。これを受け、文部科学省は、わが国において社会が抱える様々な問題を解決し、社会における新たなシステムの構築に寄与する技術（技術的根拠／知識体系）を確立するために、環境、福祉、安全等、市場メカニズムの作用しにくい分野において、自然科学と人文・社会科学との融合を図りつつ、個別分野を超えた幅広い視点から研究開発を行う「社会技術研究イニシヤティブ」を取りまとめた。このイニシヤティブの下に、平成13年7月に、日本原子力研究所（当時）と科学技術振興事業団（当時）が連携して「社会技術研究システム」を発足させ、ミッション型と呼ばれるトップダウン型の研究開発プログラムと、公募型と呼ばれるボトムアップ型の研究開発プログラムの二つの手法で研究開発を推進することとなった。

平成15年4月に、日本原子力研究所の機構改革に伴い、社会技術研究システムの事業全てが科学技術振興事業団（平成15年10月より独立行政法人科学技術振興機構）に一元化された。こうした環境変化や社会技術の研究開発の進展を踏まえ、研究開発活動の責任体制の明確化及び社会とのより深い連携を目指して、平成17年5月に「社会技術研究開発センター」に改組された。改組にあたり、社会技術研究開発が目指すものとして、社会の安寧を阻害する社会的問題の解決を図ろうとする研究開発システム（科学技術の知に留まらず、伝統的学術分野を超えて人類がもつ知を総動員し、さらには新たな知を生み出す）を実現し、社会における関与者との連携を図りながら具体的な問題を解決することを通じて、社会の人々の安寧の維持と増進に貢献することを打ち出した。そして、研究開発領域を設定し、ミッション型、公募型として推進されていた研究開発テーマを、研究開発領域の中の計画型研究開発と公募型研究開発として整理し直し、領域統括のマネジメントによる研究開発推進体制を整備した。

平成17年末に、社会技術研究システム発足時から研究開発を進めてきたミッション・プログラムⅠ「安全性に係わる社会問題解決のための知識体系の構築」（「安全安心」研究開発領域）の事後評価が始まり、平成18年3月に評価委員会による報告書が取りまとめられた。その中で、センターの運営全般に関する指摘事項として、下記の点が示された。

- (1) PDCAサイクルが一巡していないものがほとんどであり、目標達成度についても十分といえないものが多い。今後の社会技術の研究開発事業においては、社会の問題を解決する上で優先度の高いテーマ設定がなされていたか等、計画策定を戦略的かつ適切に行える体制または仕組みを整備することが必要である。
- (2) グローバル化の世界において共通問題は存在した問題解決の技術は共通であり得

るという視点で見るとき、研究開発が国際的視点で進められていないように見える。今後は、国際的な情報をよく収集し海外の研究者と連携して、効率的な研究開発とその実証実験を進める必要がある。

- (3) 社会技術の研究開発においては、社会実装は重視されるべき事項の一つである。従って、実証実験を含むPDCAサイクルを一回以上回し、技術の有効性やその限界を十分に確認すべきであり、実証実験が社会実装につながる見通しが立てられるよう、研究計画を事前に十分検討する必要がある。また、研究成果が社会問題の解決に役立つ場合には、それを実施する国の機関等が出現することが望ましく、その実現のための政策的あるいは行政的措置が必要である。

これを踏まえ、センターの運営のあり方についてセンター内で検討を開始した。その後、計画型研究開発「日本における子供の認知・行動発達に影響を与える要因の解明」（「脳科学と社会」研究開発領域）に関するコホート研究の立ち上げ準備状況評価について、平成18年5月に評価委員会がとりまとめた報告書における指摘及び提言を考慮するとともに、研究開発活動に対するファンディングを任務とする機構に所属するセンターの性格、並びにセンターが置かれている環境及びそれから生ずる諸制約をも踏まえ、平成18年7月に、その後のセンターの運営に関する考え方をとりまとめた。

その基本的考え方として、目的達成型のファンディング組織として、社会の問題の解決に資する研究開発を効果的に推進するため、広く多分野多方面の関与者の参画を確保する運営を実現することによって、計画の策定、評価、研究開発の実施等の諸活動の充実を図ることとした。ミッション・プログラムⅠが平成17年度で終了して一区切りがついた「安全安心」研究開発領域については、安全安心科学技術に関する文部科学省の政策がとりまとめられたことを踏まえ、平成19年度における安全安心に関する新規研究開発領域の設定を念頭に、平成18年度末で終了することとした。

新たな研究開発領域を設定するに当たっての主要な留意点を次の通りとした。

- (1) 目標が明確に設定できるとともに、領域を見渡して研究開発プログラムを適切に設定し、運営できる領域総括及び領域アドバイザーが選定できるよう、絞り込んだ領域に設定する。
- (2) 領域の検討に当たっては、国の政策や機構の研究開発戦略センターの提言等を広く踏まえて候補となる領域を抽出し、当該領域の関与者によるワークショップを重ねるなど、事前調査を充実する。
- (3) 目標の設定においては、社会の問題を解決するための選択肢を提示しようとするものか、特定の技術の実証まで行おうとするものか、明確に区別する。
- (4) 体制の構築等について十分な準備検討を要するものについては、フィージビリティ・スタディの実施を考慮する。

安全安心に関わる研究開発については、第3期科学技術基本計画をはじめとする我が国の科学技術政策において重要視され、文部科学省の政策も示されている。これらのことを踏まえ、平成18年7月から新たな研究開発領域の設定に向けてセンターとして活動を開始し、研究開発領域、領域総括及び領域アドバイザーの選定に向けた検討を進めた。

3. 新規研究開発領域検討の経緯

新たな運営方針に即し、社会の関与者の広範な参画を得て安全安心に関わる新規研究開発領域の検討を行うため、センターでは平成18年7月に以下のプロセスを設定し、平成18年度末に結論を得ることを目途に検討を開始した。

- ① 国の政策や機構の研究開発戦略センターの提言等を踏まえ、新規研究開発領域の候補となりうる領域について予備的検討、情報収集を行う。
- ② 有識者の助言を得て、検討を深める領域を抽出する。
- ③ 抽出した領域について、係わりの深い関与者によるワークショップを開催し、掘り下げた議論を行うこと等により、候補領域において解決が期待される問題、解決の見通し、考えられる取組等について検討する。
- ④ 広く社会の関与者が参加可能な公開のフォーラムを開催すること等により、センターにおける検討状況を発信し、広範な意見を聴く。
- ⑤ 事前評価を経て、センターとして、新規の研究開発領域及び研究開発プログラムを設定する。

検討の実績を、表3-1に示す。

①の予備的調査では、センター事務局がインタビュー及び文献調査を中心に実施した。インタビューでは、センターに係わる外部有識者、「犯罪からの子どもの安全」の問題に関わる関与者を合わせて約80名の方から意見及び助言を得た。

②の検討領域の抽出及び、③以降の検討を進めるに当たっては、7名の外部有識者の参加を得て「安全安心に関わる新規研究開発領域に関する検討会」を計4回開催した。有識者としては、安全安心に関する研究開発についての国の政策及び機構の研究開発戦略センターの調査検討の成果、センターにおいて安全安心に関してこれまで実施してきた研究開発の結果に対する評価結果、安全安心に関する研究開発のマネジメントに関する知見、社会の関与者の参画を得る取組に関する知見の観点から助言を得られるよう人選を行った（「6. 付録」参照）。

③については、①のインタビュー対象者の中から参加を得て、ワークショップを計4回開催した（「6. 付録」参照）。

④については、センター主催の第5回社会技術フォーラム「新プログラムに関する社会との対話」にて意見を聴いた。進行役及びコメンテーターとして、③のワークショップ参加者の中から5名の方々の参加を得て、フロアとの意見交換を行った（「6. 付録」参照）。

⑤の事前評価については、外部有識者から成る運営協議会にて実施した。有意義な評価となるよう、③の段階で進捗状況を報告した（「6. 付録」参照）。

以下の節では、検討における主要な議論を紹介する。

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
インタビュー 文献調査	候補領域の 予備的検討・情報収集		「犯罪からの子どもの安全」の問題に関わる人々の探索・情報収集					
検討会 (有識者、非公開)		9/28 第1回 探索領域 の抽出	10/23 第2回 第1回ワーク ショップの設計 について議論			1/31 第3回 第2回ワーク ショップの設計 について議論		3/19 第4回 領域の概要(原案) について議論し、 本案作成
ワークショップ (関与者、非公開)				11/24-25 第1回 現状や具体的な 問題点を議論	ミニWS 12/21, 28 「技術」、「全体像」 領域の概要(原案) の叩き台を作成		2/20 第2回 領域の概要 (原案)について 議論し、改訂	
社会技術 フォーラム (公開)								3/12 第5回 領域の概要 (原案)について 意見聴取
運営協議会					12/4 第4回 3月の事前評価に向け 検討状況を報告			3/30 第5回 領域の概要案を 評価(事前評価)

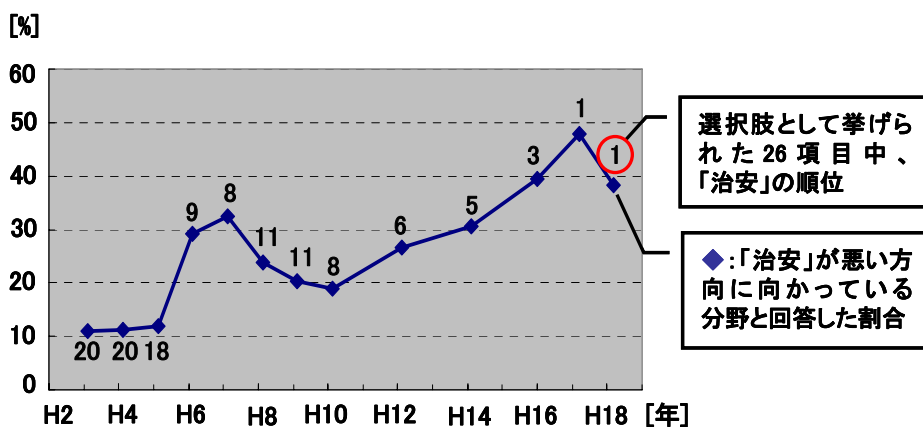
表 3-1. 新規研究開発領域検討の経緯

3-1. 候補領域に関する予備的調査

新規研究開発領域検討の出発点とすべき国の政策として、平成18年7月末に文部科学省科学技術・学術審議会において取りまとめられた、「安全・安心科学技術に関する研究開発の推進方策について」¹（以下、推進方策）がある。これは、平成18年3月に閣議決定された第3期科学技術基本計画²を踏まえて、平成18年度から平成22年度の5年間における、安全・安心に関わる科学技術についての文部科学省としての取組方針を示したものである。この中には機構の研究開発戦略センターにおけるこれまでの検討の成果が取り込まれているため、安全安心に関わる新規研究開発領域の検討に当たっては、この推進方策を検討の出発点として用いることとした。推進方策においては、文部科学省として今後重点的に取り組むべき分野として、特に次の2つを挙げている。

- テロリズム
- 各種犯罪（特に子ども及び高齢者の安全）

また、センターとしてどのような社会問題を取り上げたらよいかを考えるにあたり、国民の意識に関する調査が一つの参考になる。国が実施している「社会意識に関する世論調査」³では、国に対する国民の意識を調査する項目として、「悪い方向に向かっている分野」を設定している。図3-1は、平成3年以降の調査結果をまとめたものであるが、これを見ると、近年、「治安」が悪い方向に向かっている分野であると回答した人の割合や、悪くなっていると思う順位が高い傾向にあることがわかる。



※「社会意識に関する世論調査」をもとに作成

図3-1. 悪い方向に向かっている分野

¹ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu2/suishin/06091124.htm

² <http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index3.html>

³ <http://www8.cao.go.jp/survey/index-sha.html>

このような調査結果からも、前述の両分野については、解決しようとする問題の必要性、優先性が高いことがうかがえる。また、両分野については、国として大規模な研究開発の取組が存在していないことから、センターとして取り上げる領域として検討する候補となりうるものであると考えられた。

両分野のうち、どちらを検討対象として取り上げるかについては、センターの運営方針及び事業の特徴と照らし合わせて検討することが重要であるため、以下のような観点からセンター内部で検討を行った。

- a. 重要な問題が存在し、かつセンターの事業により成果が期待できる分野に絞り込み、研究開発領域を設定する。
- b. 研究開発領域の設定からプロジェクトの実施まで、広く社会の関与者の参画を得て実施する。
- c. 理工学的な技術のみでなく、社会システムの設計や運用に関するものを対象とする。
- d. 公募により実施する。

テロリズムについては、国の安全保障に関する機関が主要な関与者であるため、センターの事業により得られる成果は限定的なものになることが予想された。他方、各種犯罪については、自治体、学校、地域住民、NPOなど多様な関与者が存在し、センターの事業として、それらの関与者の参画を得て相当程度の成果を創出できる可能性があると考えられた。以上の検討により、各種犯罪（特に子ども及び高齢者の安全）を取り上げることが妥当であると考えられた。

次に、各種犯罪（特に子ども及び高齢者の安全）に関する問題をセンターが取り上げることについて検討を行うために、有識者や問題の関与者の方々にインタビューを行った。その結果、各種犯罪に関する問題のうち、子どもの安全と高齢者の安全については、我が国における最近の事件の発生等の動向や国民の問題意識を踏まえると両方とも重要度が高いものであるが、両者については問題解決の方策の性質や関与者の範囲に違いがあることから、一つの研究開発領域として取り上げて推進することは効果的ではないと考えられた。また、現時点においては、両者のうち子どもの安全の方が、学校関係者等、関与者を特定し、その参画を確保することが相対的に容易であると考えられることから、平成19年度の新規研究開発領域の候補としては、「犯罪からの子どもの安全」を取り上げることが妥当であると考えられた。他方、高齢者の安全に関する問題については、その重要性に鑑み、今後センターとして取り上げる可能性のある課題として、別途、調査検討を行うことが妥当であると考えられた。

3-2. 検討候補領域の抽出と検討の進め方

3-1. の調査検討を踏まえ、検討候補領域及び今後の検討の進め方について、第1回有識者検討会を開催し議論を行った。その結果、「犯罪からの子どもの安全」の問題を取り上げることは妥当であるとされた。主要な論点を以下に示す。

(1) 「犯罪からの子どもの安全」の問題を取り上げることについて

- a. 子どもと高齢者とは、対策として共通な部分もあるが、高齢者の被害はパターン化が難しく、また起こる場所がバラバラであり、子どもの方がまずは取り組みやすいだろう。
- b. 犯罪対策の検討の入り口として子どもに絞り込むことは良いが、子どもの安全だけに留まらないようにしてほしい。

(2) 今後の検討の進め方について

- c. 政策動向やインタビュー調査に加えて、子どもの犯罪被害の実態に関する統計データを基に議論することが重要である。
- d. 子どもの健全育成など、領域の理念を掲げて欲しい。
- e. 領域で対象とする範囲についての検討が必要ではないか。
 - ・ 犯罪の種類
 - ・ 子どもの年齢
 - ・ 子どもが加害者となる問題も含むか
 - ・ 犯罪発生原因（犯罪者の人格や境遇、社会の深層的な問題）の追究
- f. 評価基準を前もって決定しておくことが必要だろう。
- g. 本事業で行うのは、防犯事業ではなく研究開発事業であることに留意すること。
- h. 研究チームに必ず現場の人と解決できる技術・知識を持つ人、実施する人をセットとすることが重要である。
- i. 現場の声を問題設定に反映させることが重要だろう。検討プロセス③の、関わりの深い関係者によるワークショップが重要であり、その設計をしっかりと行うこと。

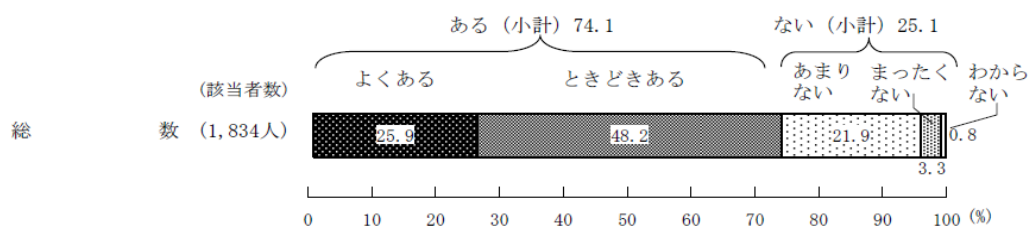
以上の論点を踏まえ、ワークショップを中心とした掘り下げた検討を行うために、検討会メンバーの一人で、安全安心に関する研究開発のマネジメントに関する豊富な知見を有する片山恒雄 東京電機大学教授にワークショップのコーディネーターを依頼した。また、リスクの専門家で、センター評価委員会安全安心分科会の委員である奈良由美子 放送大学助教授にサブコーディネーターを依頼した。

3-3. 候補領域の検討

3-3-1. 現状把握及び問題の抽出

「犯罪からの子どもの安全」の現状を把握するため、予備的調査を行った。まず、子どもの犯罪被害状況に関する政府統計について調査を行った。

図3-2は、子どもの犯罪被害の不安について、20歳以上の成人に対して調査した結果であり、不安が高いことが示されている。



※ 内閣府特別世論調査「子どもの防犯に関する特別世論調査」⁴ (平成18年) より

図3-2. 子どもの犯罪被害の不安

表3-2は、平成18年度上半期における、子どもの被害件数が多い罪種とその認知件数及び、子どもが被害となる割合の高い罪種を表したものである。

罪種	認知件数(割合)
窃盗	116,344件(84.1%)
暴行	3,104件(2.2%)
障害	3,043件(2.2%)
強制わいせつ	1,999件(1.4%)
恐喝	1,715件(1.2%)

a. 子どもの被害件数が多い罪種

罪種	割合
略取・誘拐	72.0%
強制わいせつ	72.0%
公然わいせつ	51.7%
強姦	42.7%
恐喝	40.5%

b. 子どもが被害者となる割合の高い罪種

※ 警察庁「平成18年上半期の犯罪情勢」⁵より、子どもとは20歳未満をいう

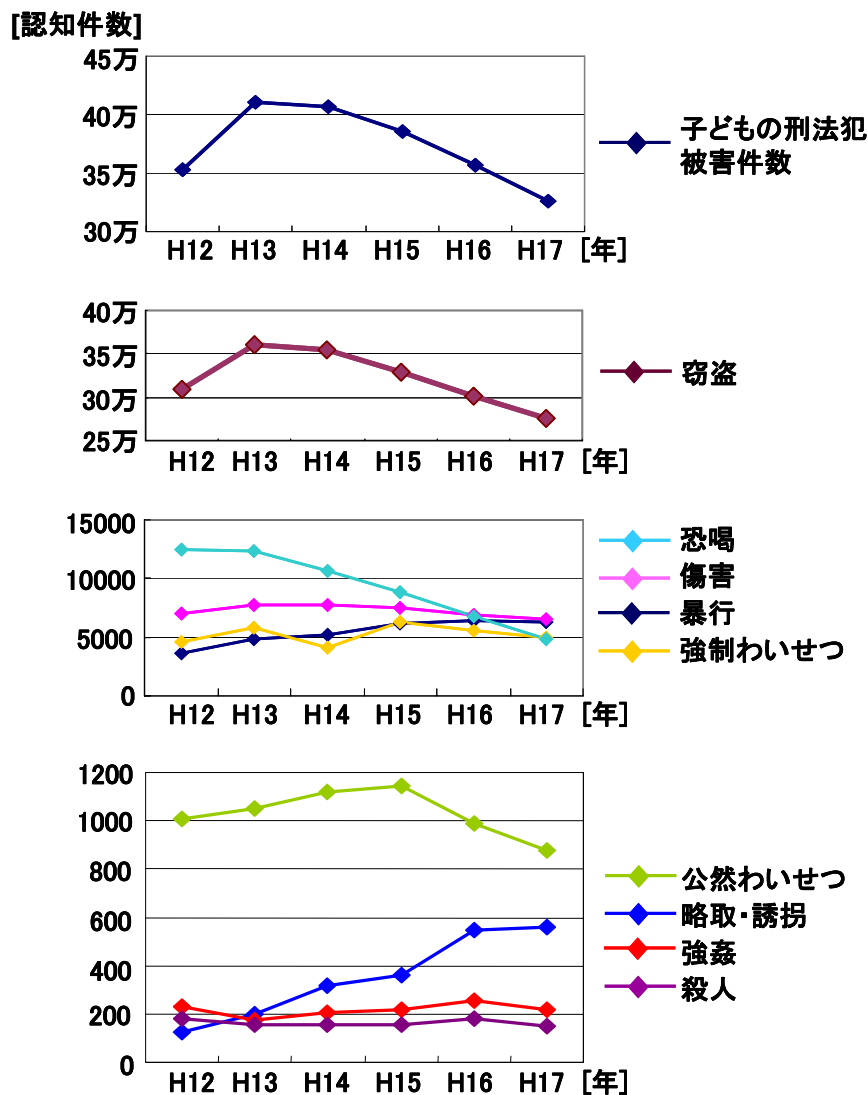
(参考) 全刑法犯被害件数に占める子どもの割合 : 17.1%、全人口に占める子どもの割合 : 18.7%

表3-2. 平成18年度上半期の子どもの犯罪被害状況 (認知件数)

⁴ <http://www8.cao.go.jp/survey/tokubetu/h18/h18-bouhan.pdf>

⁵ <http://www.npa.go.jp/toukei/seianki3/20060805.pdf>

図3-3は、表3-2で示した罪種及び殺人に関する子どもの犯罪被害件数（認知件数）について、平成12年から平成17年までをまとめたものである。



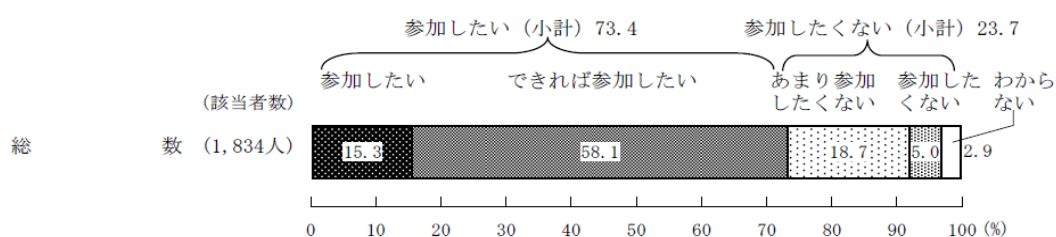
※ 警察庁統計をもとに作成

図3-3. 子どもの犯罪被害状況（認知件数）

図3-3が示すように、警察が犯罪として認知した件数は、平成14年以降減少しており、罪種別について見ても、一部の罪種について増加しているものもあるが、減少もしくは横ばいとなっている。図3-1と合わせて統計調査からは、近年、子どもの犯罪被害の認知件数は総体的に増加傾向にはないが、国民の体感治安の悪化や、子どもの犯罪被害に関する不安が高い傾向にあることが伺える。

次に、国の施策の動向について調査を行った。平成17年12月に、子どもが下校時などに殺害される事件が相次いだことから、関係省庁連絡会議において、「犯罪から子どもを守るための対策」⁶を取りまとめている。また、その後の事件発生を受け、平成18年6月に、「子ども安全・安心加速化プラン～非行や犯罪被害から子どもたちを守るために～」⁷を、関係省庁プロジェクトチームが取りまとめている。この中では、地域における取組の強化を支援していく方策が取りまとめられており、地域社会が一体となって子どもを守る取組に注目が集まっている。

図3-4は、地域の防犯活動への参加の意向に関する調査結果を示している。これから、防犯活動への関心の高さが伺える。また、表3-3は、自主防犯活動を行う団体等の数や活動頻度の増加が見られ、地域における取組の活発化が見受けられる。



※ 内閣府特別世論調査「子どもの防犯に関する特別世論調査」⁴ (平成18年) より

図3-4. 地域の防犯活動への参加の意向

団体数	町内会・自治体	10,366団体 [53.1%]
	その他の住民	2,946団体 [15.1%]
	子どもの保護者	2,762団体 [14.2%] (前年度比:約4.2倍)
	計(その他含む)	19,515団体 [100%] (前年度比:約2.4倍)
構成員数	1,194,011人 (前年度比:約2.3倍)	
活動日数	・月3、4日:20.2% (前年度は月1日が最多) ・月20～29日:19.9% ・毎日:8.8% (前年度5.9%)	

※ 警察庁生活安全局「自主ボランティア活動支援サイト」⁸をもとに作成

※ 平成17年12月31日現在

表3-3. 自主防犯活動の状況

⁶ http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/dai8/8siryou2_11.pdf

⁷ <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/060620honbun.pdf>

⁸ http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki55/katsudo_jyokyo/keissei_jyokyo.html

このような状況を踏まえ、一層の現状把握や解決すべき具体的問題点を抽出するため、問題に深く関与している25名の方の参加を得て、第1回「安全安心に関わる新規研究開発領域の設定に関するワークショップ」を開催した。参加者は、自治体等行政関係者、教員等学校関係者、NPO等市民団体関係者といった問題解決に直接取り組んでいる方々や、問題解決に資する研究開発やサービスの提供に関わる方々で、インタビュー対象者の中からセンターが人選を行った。また、ワークショップの設計については、片山コーディネーターの協力の下、第2回有識者検討会にて議論を行った。

ワークショップでは、現状や解決すべき具体的問題点を抽出するため、予備的調査を基に、「学校における取組」、「違法・有害情報等に対する取組」、「地域における取組」の3つのセッションを設定し、参加者からの話題提供の後に討論を行った（「6. 付録」参照）。以下に、セッション毎の討論及び全体討論で出された主要な論点を示す。

<第1回 ワークショップにおける主要な論点>

(1) 全体的、共通的な事項

- a. 子どもの犯罪被害について、わが国では認知件数の統計があるが、犯罪に至る前のヒヤリ・ハット事例を含め、実態を把握する調査が欠けており、基礎資料として必要だろう。
- b. 防犯の取組には評価がほとんど行われていない。従来の取組を評価し、その結果を分析して、より優れた対策を生み出すアプローチが必要だろう。評価方法の確立自体も課題である。
- c. 防犯の取組には、事件の発生等を受けた応急的なもので、継続して実施することに無理のある対応が少なくなく、持続可能な方法を開発することが必要だろう。
- d. 防犯の取組は、様々な主体が限定的な取組をバラバラに行っている現状にあり、防犯対策を体系的に捉える研究開発プログラムを期待する。
- e. 人による防犯を基本に据え、それを技術で補完するという考え方が重要である。
- f. 人を信頼することを教える、子どもが一人で歩ける地域を作る、といった、子どもの健全育成と整合する理念を明確にして、その実現を目標として防犯対策を開発すべきである。
- g. 新規研究開発領域は5年程度と期間を切って設定されるので、期間中に問題解決ができるものと期間終了後に他の研究開発につながるものを整理した計画とすべきだろう。

(2) 学校における取組に関する事項

- h. 子どもの発達段階に応じた安全教育を行うため、子どもの発達過程に関する科学的知見に基づいたカリキュラムや教材の開発が必要だろう。
- i. 教員の養成・研修において安全教育や学校安全対策に関する能力を向上させるための

プログラムの開発が必要だろう。

- j. 子どもの教育や地域との交流など学校の重要な目的と両立し、学校関係者がポジティブに受け止めることができ、負担が過重にならない学校安全対策の開発が必要だろう。

(3) 違法・有害情報等に対する取組に関する事項

- k. 違法・有害情報等の子どもへの影響に関する基礎情報は少なく、従来の内外の研究動向を収集し、整理することを含めた調査研究が必要だろう。
- l. 規制による対応について、違法・有害情報の社会的受容、規制に関する合意形成の方法に関する研究が必要だろう。具体的には、まず、外国の事例を調査することが有効ではないか。

(4) 地域における取組に関する事項

- m. 地域の防犯を、住民にとって魅力的な地域作りの総合的な取組の一環として実施する仕組みの開発が必要だろう。
- n. 行政、学校、警察、NPO、保護者、住民等の関係主体が目標と情報を共有しながら協働できる仕組みの開発が必要だろう。
- o. 持続可能な活動とするには、防犯のためだけの活動ではなく、住民等の参加者がポジティブに捉えることができ、楽しく参加できるような取組の開発が必要だろう。

第1回ワークショップが終了した時点で、3月の事前評価に向けて、第4回 運営協議会にて検討状況を報告し、今後の検討方針等について意見を得た。その概要を以下に示す。

<第4回 運営協議会における意見の概要>

- p. 「犯罪からの子どもの安全」は難しいが重要な問題である。意欲的な取組で評価できる。
- q. 様々な取組が行なわれている中で、センターとして取り上げて、どのようなアウトプットを目指すのか、目標の明確化が必要である。
- r. 領域が対象とする範囲について、幅広い問題の中でどこを対象とするかを明確にすべきだろう。
 - ・ 犯罪者が犯行に及ぶ原因となる人格や生育環境等の追及を行うのではなく、犯罪機会を生み出しやすい原因を探索した上で、犯罪が起こりにくい地域社会づくりの方法論を提言し実証するなど、現実の対策に資する研究に取り組むべきではないか。
 - ・ 子どもが加害者になることへの対策は含まれるのか。
 - ・ 家庭における虐待も含まれるのか。
 - ・ 対象とする子どもの年齢についてはどのように考えているのか。
- s. 留意事項

- ・ 人権問題への留意が必要だが、加害者がどのような人かの現状把握が必要ではないか。
- ・ プライバシーと個人情報の保護、人権について取り上げてはどうか。
- ・ 地域社会の各組織や人がいかに参加し、情報共有するかが重要だろう。
- ・ 理工学的な技術の活用に関する検討も重要だろう。
- ・ 事例研究の積み上げが大切ではないか。

第1回のワークショップで示された現状や問題点及び第4回運営協議会での意見を基にさらに掘り下げた議論を行うため、絞った論点について関係の深い有識者・関与者によるミニワークショップを2回開催することとした。ミニワークショップでは、研究開発の全体像と取り組むべき主要課題の位置付け等の整理を行い、その上で2回目のワークショップを開催し、新規研究開発領域設定に関する基本的な事項をとりまとめることとした。

3-3-2. 研究開発課題の抽出と領域の具体像の作成

(1) ミニワークショップ「技術」

第4回 運営協議会で、理工学的な技術の活用に関する検討の重要性が指摘されたことから、3名の方の参加を得てミニワークショップ「技術」を開催し、理工学的な技術に焦点を当てて、現状や想定される主要な取組の例を抽出した。参加者には、第1回ワークショップ参加者の中で、問題解決に資する研究開発やサービスの提供に関わる方々と、機構の研究開発戦略センターにて、安全・安心に関わる科学技術に関する提言を中心的に取りまとめた方をお願いした（「6. 付録」参照）。

ミニワークショップを開催するに当たり、想定される主要な取組の例について、事前に参加者から意見を得て、事務局にて整理を行った。また、当日は、得られた意見に関して参加者がプレゼンテーションを行った後、事務局が作成した現状や主要な取組例のまとめを叩き台として議論を行った。表3-4に、議論のまとめを示す。

犯罪から子どもを守るために、理工学的な技術がどのような視点から活用、開発されているのかを議論し、残されている課題と、その中でセンターの事業として取り上げることが想定される主要な取組の例を抽出した。想定される主要な取組については、要素技術の開発ではなく、実装に伴う課題や将来の技術開発のあり方に指針を示すなど、産業界や技術開発に携わる理工系の研究者だけでは取り組むことが難しい課題について取り上げることが重要であるとの議論がなされた。

視点	機能等		主要な技術要素	達成されたこと 取り組まれていること	残されている課題	想定される主要な取組の例
犯罪 抑止	見守り	子どもの位置 確認 →通知	ICタグ 通信ネットワーク 携帯電話 GPS 監視カメラ 画像処理技術	・ICタグと通信ネット等からなる 基本的なシステム構成の確立 ・ICタグ等の位置確認 ・保護者への情報提供	・行動監視の社会的受容 ・ICタグ等を装着している個人の認証	・子どもの見守り(位置確認)システムの 実装に伴う課題の分析と社会的 合意プロセスに関する実証研究
		子どもの異常 事態検知 →通知	防犯ブザー センサ 監視カメラ 画像処理技術 通信ネットワーク	・防犯ブザー付携帯電話等による 危険状態通知 ・防犯ブザー音量等の規格策定 ・防犯カメラによる画像情報取得 ・子どもの状態(体温、脈拍等)を 計測するセンサ技術	・誤解、故意等による誤報 (防犯ブザー) ・画像から危険状態を自動的に検知 する技術 ・センサ情報から危険状態を技術的に 検知する技術 ・行動、生理状態把握の社会的受容	・子どもの異常事態検知や不審者の 識別等に関する技術開発のニーズ・ 許容範囲などの検証
	監視	不審者の識別 →通知	監視カメラ 画像処理技術 通信ネットワーク	・防犯カメラによる画像情報取得	・画像から不審者を自動的に識別する 技術 ・誤認 ・行動監視、不審者認定に関する 社会的受容	
		犯歴を持つ者 の監視 →通知	監視カメラ 画像処理技術 ICタグ 通信ネットワーク	・技術的なシステム構築は可能	・人権の観点からの社会的受容	
犯罪 予防	防犯に資する情報の 地理的把握		GIS	・GISに関する基本的技術 ・GISを用いた防犯に資する 限られた情報の分析	・防犯に資する情報の選定、収集、 活用法の検討	・防犯に資する情報(犯罪発生状況、 犯罪発生リスク、防犯対策の実施 状況等)の選定、収集と、GISを用い たデータ解析、防犯対策への活用
	有害情報のフィルタリング		フィルタリング	・テキスト、画像情報を基にした、 一定レベルのフィルタリング技術 ・モバイルフィルタリング技術の 開発	・グレーゾーン等に対する判定 ・有害情報の削除権 ・フィルタリングソフトの普及 ・規制についての社会的合意	・違法有害情報の規制に関する 海外事例の調査と我が国への導入 に関する提言 ・違法有害情報のフィルタリング技術 の開発と地域における実証研究

表3-4. ミニワークショップ「技術」の議論のまとめ

(2) ミニワークショップ「全体像」

第1回 ワークショップ及びミニワークショップ「技術」の議論を踏まえて、「犯罪から子どもの安全」に関する現状や想定される主要な取組の例を抽出し、領域の具体像を描くために、5名の方の参加を得てミニワークショップ「全体像」を開催した。参加者には、第1回ワークショップにおいて、全体あるいは1つのセッションの中で、専門的かつ俯瞰的な視点での発言があった方々の中から人選を行った（「6. 付録」参照）。

想定される主要な取組の例について、事前に参加者から意見を得て、ミニワークショップ「技術」の議論と合わせて事務局にて整理した。また、事務局が作成した「領域の具体像」を叩き台として議論を行った。「領域の具体像」では、第1回ワークショップの議論及びセンターの方針を踏まえ、公募による1つの研究開発プログラムと、センターが運営の一環として実施するネットワーク構築の、2つの活動により構成されるものとして案を作成した。特に研究開発プログラムの内容については、想定される主要な取組の例を基に議論を行ない、全体像を描いていった。また、新たな運営方針で示されたフィージビリティ・スタディを公募制度に導入することを提案した。

全体像を議論する中で、第4回 運営協議会の留意事項として挙げられた、領域が対象とする範囲についても議論を行った。

- a. 対象とする問題を明確にするために、犯罪予防（防犯）に焦点を絞ることが適当。
 - ・ 子どもが加害者になることを防ぐ取組自体は本領域の対象とせず、違法・有害情報等の問題のように、子どもを犯罪被害から守る取組が、子どもが加害者になることを防ぐ取組にもつながる場合には対象としてはどうか。
- b. 子どもの年齢について
 - ・ 被害者について子どもと限定すればよく、加害者について成年か未成年か限定することは不要ではないか。
- c. いじめや虐待について
 - ・ 犯罪以外の部分が大きく、予防のためには、道徳教育や家族のあり方等が主要課題となり、本事業の貢献できる部分は少ないだろう。
 - ・ 犯罪被害の実態調査として、他の犯罪とともにいじめや虐待が取り上げられることは重要である。

以上の議論も踏まえ、領域の全体像の議論のまとめを表3-5に示す。この議論を基に、「領域の概要（原案）」を作成し、第2回 ワークショップの議論の叩き台とした。

◆ 研究開発領域

<名称>

「犯罪からの子どもの安全」

◆ 研究開発プログラム

<名称>

「犯罪から子どもを守る地域社会システムの構築」

目標	アプローチ	想定される主要な取組の例
<p>(1) 犯罪から子どもを守る取組について、従来の経験則的な防犯対策ではなく科学的根拠を持った防犯対策に資する成果を創出する</p> <p>(2) 地域の実情に合った効果的かつ持続的な防犯対策を生み出す社会システムの構築に資する成果を創出する</p>	<p>① 防犯対策に資する科学的知見の収集と科学的評価・分析手法の確立</p>	<p>子どもの犯罪被害の量的・質的実態に関する調査研究</p> <p>違法・有害情報等が子どもに与える影響の調査研究</p> <p>違法有害情報の規制に関する海外事例の調査と我が国への導入に関する提言</p> <p>子どもの発達段階に応じた防犯教育の在り方に関する研究</p> <p>地域、学校等における実践事例の評価・分析と知見の体系化</p> <p>学校における防犯対策の評価・分析手法の確立</p>
	<p>② 今日の防犯課題に対応した地域社会システムの開発と実践、評価</p>	<p>地域と連携した学校安全対策の計画策定・実施・評価のモデル</p> <p>子どもの犯罪リスク低減を核とした総合的なまちづくりのための計画の策定・実施・評価のモデル事業</p> <p>地域と連携した地域安全マップ作成ツールの開発</p> <p>防犯対策を担う人材の確保および育成に関する研究</p> <p>地域の連携・情報共有システムのモデル構築</p> <p>違法・有害情報の教育的対応に関する実証研究</p> <p>違法有害情報対策技術の開発と地域における実証研究</p> <p>見守りシステム等防犯システムの実装に伴う課題の分析と社会的合意プロセスに関する実証的研究</p> <p>防犯に資する情報(犯罪発生状況、犯罪発生リスク、防犯対策の実施状況等)の選定、収集と、GISを用いたデータ解析、防犯対策への活用</p>
	<p>③ 防犯対策に関する今後の技術開発と社会の受容に関する研究</p>	<p>子どもの異常事態検知や不審者の識別等に関する技術開発のニーズ・許容範囲などの検証</p>

◆ ネットワーク構築

目標	活動概要
<p>(3) 本領域の活動を通じて、犯罪からの子どもの安全に取り組む多様な人々が情報共有し、協働するための開かれたネットワークを構築する</p>	<p>犯罪からの子どもの安全に取り組む人々の探索</p>
	<p>参加者の活動報告やシンポジウム通知等の情報発信(メーリングリストやWebサイトの作成等)</p> <p>プロジェクトを越えたワークショップや研究会、シンポジウム等の場の提供(企画・開催)</p>
	<p>現状の把握と課題の抽出</p>

表 3-5. ミニワークショップ「全体像」の議論のまとめ

(3) 第2回 ワークショップ

ミニワークショップの議論を通して作成した「領域の概要（原案）」を基に、その内容及び、「犯罪からの子どもの安全」に関する新規研究開発事業が有意義なものとなるにはどのような取組が必要かを議論するため、第1回ワークショップ参加依頼者を中心に、自治体等行政関係者、教員等学校関係者、NPO等市民団体関係者といった問題解決に直接取り組んでいる方々や、問題解決に資する研究開発やサービスの提供に関わる方々など、19名の参加を得て第2回ワークショップを開催した（「6. 付録」参照）。なお、第2回ワークショップの開催に際して、第3回有識者検討会を開催し、その設計等について議論を行った（「6. 付録」参照）。

ワークショップでは、センター事務局から、これまでの検討経緯及び、ワークショップ等の議論を通して作成した「領域の概要（原案）」について説明した後（事前に原案は配布）、討論を行った。主要な論点を以下に示す。

- a. 領域の特色を明確に打ち出すことが必要である。
 - ・ 従来の公募とは異なり、ネットワーク構築を重視していることを明示するため、第1の目標として打ち出すべきではないか。
 - ・ 科学的な根拠や評価を基に取組を実施する人々を支援するよう、「科学的」という視点を強調すべきではないか。
 - ・ 個々の知識や要素技術の創出ではなく、問題解決に資する知恵が出てくる仕組みづくりが本領域のメインターゲットになるべきではないか。
- b. 原案の構成をさらにわかりやすく整理することが必要である。
 - ・ 領域とプログラムの関係について、名称も含めわかりやすく整理することが必要だろう。
 - ・ 3つのアプローチについて、2番目と3番目の内容が重複しているなど、整理が必要だろう。
- c. 公募時に工夫が必要である。
 - ・ フィージビリティ・スタディをはじめ、公募制度について分かりやすくかつ魅力的なものとして打ち出していく工夫が必要だろう。特に、公募要領の作成に工夫が必要だろう。
 - ・ プロジェクト評価の観点について、社会実装を重視するなど、研究のための研究にならないよう、分かりやすく示すべきではないか。

以上の議論を踏まえ「領域の概要（原案）」を改訂した。

3-3-3. 公開フォーラムでの意見聴取

一連のワークショップ等の議論を経て作成した「領域の概要（原案）」について、広く意見を聴くため、第5回 社会技術フォーラムにて構想説明を行い、フロアとの意見交換を行った。フロアとの意見交換では、進行役には、これまでの検討の全体像を把握している片山教授に、またコメンテーターには、ワークショップ参加者の中から、産学官の視点でフロアとの意見交換を行うことが可能なよう人選を行った（「6. 付録」参照）。以下に主な論点を示す。

- a. 欧米では、地域の犯罪情勢を把握する一環として子どもの犯罪被害調査を厳密に行なっている事例がある。日本とは社会環境やリスク文化が異なる地域で実施された調査事例であるため、手法に学びながら独自の調査研究を行うことが重要であろう。
- b. 子どもをめぐる環境について、現在の防犯の取組が、本来の子どもの成長には望ましくない状況を作り出してはいないか。
- c. 保護者の意識がバラバラで、不安があっても行動を起こさない現状がある。日本人はリスクに敏感だが、自助意識が低い。また、子どもの犯罪被害については制御可能性が低いので、不安が高くなるのだろう。しかし、アクションを起こすためには、リソースが必要である。
- d. 子どもの犯罪被害について、現状を正しく知ること自体が難しい。現状を正しく知る方策を確立することが、本領域の大きな第一歩ではないか。
- e. 子どもの犯罪被害について、認知件数は増えていないが被害への不安が高いのであれば、不安対策・不安研究も重要であろう。不安感は犯罪研究の大きなジャンルの1つであり、リスク認知やリスクコミュニケーションと考え方の枠組みが近寄ってくるだろう。
- f. まずは専門家が犯罪被害をはじめとするデータを元に現状や安全性を示すこと、ゼロリスクを目指すのでは問題解決しないことなどを生活者に伝えていくことが重要だろう。
- g. 自助、安全力をどう高めていくか、税金をどのように使うか、官民をどうつなげていくか、理工系・文科系をどうつなげていくか、重要である。全方位的な対策を考える必要があるだろう。
- h. 犯罪者がなぜ犯罪を起こすのかを研究することも重要であるが、今回の領域は期間を限定し、明確に目標を設定するという性格であるため、焦点を絞るべきであろう。犯罪者の研究を最長5年の中で取り組むことは難しく、人が犯罪を起こす機会を低減するなど防犯の観点に焦点を絞り、科学的根拠に基づく犯罪対策を定着させる契機とすべきだろう。
- i. 関与者、ステークホルダーとは、広い意味で問題に係わりがある方と考えている。ま

ずニーズを持つ人。自分の子どもを守りたい保護者から、PTA、地域住民、NPO、地方自治体など仕事として捉えている人々まで、階層があるだろう。また、専門家として取り組みたい研究者や、ビジネスとして取り組みたい産業界など。子どもに関わっている国民全員、子どもを取り巻く多様な人々。リアルな世界だけでなく、ネット空間において係わりのある人々も含まれるだろう。

- j. JSTの研究開発助成の対象はこれまで大学が中心であったが、問題の当事者を対象として謳ったことに意義があるだろう。ただし、現場ニーズと研究をマッチさせることは、有意義であるが非常に大変なことだろう。
- k. 民生委員、小児科医など、見逃されがちなステークホルダーを掘り出していくことが重要だろう。
- l. ヒヤリ・ハットや犯罪被害の実態データなど、この問題に取り組むにあたって、基礎的データがしっかりしていないということが問題であり、大切であろう。
- m. 「安全な社会とは」をまずは考える必要があるのではないか。

以上の議論を踏まえて第4回 有識者検討会を開催し、「領域の概要（原案）」について議論を行った。その結果、フォーラムでの意見交換では「領域の概要（原案）」に手を加えるべき議論及び意見は出てこなかったと判断し、当該原案について事前評価を受けることとした。

3-4. 事前評価

一連の検討を踏まえて、平成19年度より新たに「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域を設定することとし、機構の「社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達」に基づき、事前評価を実施した（「6. 付録」参照）。

(1) 評価対象

「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域の設定、並びに領域総括及び領域アドバイザーの選定に関するセンターの案を評価の対象とした。

「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域において取り組むべき課題は多岐にわたり、関与者も多様である。したがって、安全安心に関わる問題について、研究開発のマネジメントと社会との協働の両面において豊かな経験を持つ領域総括を中心として、研究者を含む社会の多様な関与者が領域アドバイザーとなり、各々の専門性を発揮できる運営体制が適当であると考えられた。

そこで、領域総括候補として、都市の地震防災という安心安全に関わる分野において、優れた先見性と洞察力を発揮し多大な実績を挙げてこられ、また、本研究開発領域設定に関する検討において、有識者検討会の一員として初期から議論に参画し、ワークショップのコーディネーター、フォーラムの意見交換進行役など、中心的な役割を果たした片山氏を、センターとして提示した。

また、領域アドバイザー候補については、これまでの検討に関与した方々の中から、問題解決に直接取り組んでいる方々、問題解決に資する研究開発やサービスの提供に関わる方々、双方を含む8名と、若干名の追加を検討していることをセンターとして提示した。

(2) 評価の目的

研究開発領域の設定並びに領域総括及び領域アドバイザーの選定に資することを目的とした。

(3) 評価の方法

運営協議会は、センターが作成した資料を基に評価を行った。

研究開発領域の評価においては、以下の3点を評価の観点とした。

- a. 社会技術研究開発の目的、すなわち社会における具体的問題の解決を図り、以て社会の安寧に資すること、に沿ったものであること。
- b. 社会における必要性、優先性及び解決可能性並びに政策的要請について十分考慮したものであること。
- c. 研究開発目標が具体的かつ明確であること。

研究開発プログラムの評価においては、以下の3点を評価の観点とした。

- d. 研究開発領域の研究開発目標達成のため、適切なものであること。
- e. 同じ問題領域を扱う大きな研究開発活動が他になく、優れた研究開発提案が相当数見込まれること。
- f. 研究開発目標が具体的かつ明確に設定できること。

領域総括の評価においては、以下の2点を評価の観点とした。

- g. 当該研究開発領域について、先見性及び洞察力を有していること。
- h. 研究開発プログラム及び研究開発プロジェクト（以下「研究開発プログラム等」という）の効果的・効率的な推進を目指し、適切な研究開発マネジメントを行う経験及び能力を有していること。

領域アドバイザーの評価においては、当該研究開発領域について、領域総括に対し適切な助言を行うための専門性を有していることを評価の観点とした。

（４）事前評価の結果

○ 研究開発領域及び研究開発プログラムの評価

本研究開発領域及び研究開発プログラムを設定することは、評価基準に照らし、妥当であると評価された。

研究開発領域の設定、運営に当たっての留意点として、現実の問題にすぐ活用できる成果の重要性を目標の中で示すこと、本研究開発領域で取り組もうとする課題を明確にすること、成果の実装のイメージを明確にすることが重要であるとの指摘があった。

○ 領域総括の評価

領域総括として片山恒雄氏を選定することは、評価基準に照らし、妥当であると評価された。

研究開発領域の運営に当たっての留意点として、領域のマネジメントが十分に行えるよう、センターとして領域総括を支援する体制を整備することが重要であるとの指摘があった。

○ 領域アドバイザーの評価

領域アドバイザーの選定に関するセンターの案は、評価基準に照らし、妥当であると評価された。

研究開発領域の運営に当たっての留意点として、問題解決に取り組む人が領域アドバイザーとして関与していくことが重要であるとの指摘があった。

(5) 事前評価をうけたセンターの対応について

事前評価において指摘された留意事項を踏まえて、「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域を設定し、運営することとした。

4. 新規研究開発領域の概要

事前評価における指摘を踏まえて「領域の概要（原案）」を一部修正し、以下の内容により、平成19年4月、センターは新規研究開発領域を設定した。

[1] 研究開発領域

[1-1] 研究開発領域の名称

「犯罪からの子どもの安全」

[1-2] 研究開発領域の必要性

我が国が目指すべき国の姿の一つとして、第3期科学技術基本計画においては第2期科学技術基本計画から引き続き、「安心・安全で質の高い生活のできる国」が掲げられている。また、国民の意識に関する世論調査等からは、国民の体感治安が悪化していること、特に、子どもの犯罪被害への不安が高いことが示されている。

そのような中、子どもが登下校時等に連れ去られたり殺傷されたりする事件や、インターネットの掲示板を介して子どもが犯罪に巻き込まれる事件等が発生している。それを受けて、各所で様々な取組が着手されており、特に最近では、防犯の観点から地域で子どもを守る取組に注目が集まり、家庭、学校、地域住民、自治体、NPO、企業など、地域社会を構成する多様な主体が活動を行なっている。

しかし、現状は眼前の子どもを守るため、現場ごとに個別の取組が試行錯誤により実施されている段階にあり、有効で継続可能な取組には必ずしも至っていない。そこで、問題解決に取り組む人々と研究者が協働し、科学的な知見や手法を導入して、効果的で持続的な取組とすることが重要である。

以上の問題意識より、犯罪からの子どもの安全に関して、社会技術の研究開発を行うことが必要である。

[1-3] 研究開発領域の目標

- (1) 犯罪からの子どもの安全に取り組む人々と研究者の両方を含む関係者の中で情報共有し協働するための開かれたネットワークを構築する。
- (2) 本領域の活動が、我が国において科学的根拠に基づく犯罪予防の重要性が認知され、定着する一つの契機となることを目指して、防犯対策の基盤となる科学的知見及び手法を創出する。
- (3) 子どもが犯罪被害に巻き込まれるリスクの低減を目指して、科学的知見及び手法を活用し、地域の実情に合わせた効果的かつ持続的な防犯対策について、政策提言、実証等の具体的成果を創出する。

以上の目標に向けて研究開発を推進するに当たっては、子どもを犯罪から守る取組を強化することが、他の重要な価値を損なうことにならないよう留意する必要があり、本領域においては、信頼できる人間関係の下、子どもを健全に育成し、安心して生活が営める地域社会作りに資する成果の創出を目指して研究開発を推進する。また、子どもを犯罪から守る取組は多様な人々の協働によって担われるものであり、本領域における研究開発も、取り組む課題と関係する人々の協働により実施する。

さらに、本領域において、子どもとは未成年（20歳未満）とするが、問題や取組によって対象となる年齢層が異なることを踏まえ、研究開発を推進する。

[1-4] 研究開発領域の構成

本領域は、以下の項目により構成される。

◇ 開かれた関与者のネットワークの構築

◇ 研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」の実施

前者は、目標（1）の達成に向けて社会技術研究開発センターの活動として実施するものである。

後者は、目標（2）と（3）の達成に向けて、公募により広く実施者を募り、研究開発プロジェクトを実施するものである。また、優れたプロジェクトを実現するため、公募によりプロジェクトの具体的な提案を作成するための企画調査を実施する。

[1-5] 研究開発領域の期間

- ・ 平成19年度～平成24年度（領域の事後評価期間を含む）

[1-6] 研究開発領域の規模

- ・ 研究費：6年間で20億円程度を想定

[2] 開かれた関与者のネットワークの構築

子どもを犯罪から守る取組を強化するためには、問題解決に取り組む人々と研究者の協働が必要である。協働がなされる環境を醸成するには、様々な人々が情報交換し、問題意識を共有することが可能な人的ネットワークの構築が重要である。

そこで、本領域では目標(1)を設定し、犯罪からの子どもの安全の問題解決に取り組む人々や問題解決に資する知見を有する研究者の探索、情報の発信・共有、ワークショップやシンポジウムの企画・開催などを、領域運営の一環としてセンターが実施する。

ネットワーク構築と研究開発プログラムを同時に実施することにより、具体的な問題解決に取り組むための優れた研究開発提案が創出されるとともに、研究開発の成果が本プロ

プログラムの関係者以外にも広く普及し活用されることが期待される。また、本領域の活動を通して構築されたネットワークにより、領域が終了した後も新たな協働が生み出されることが期待される。

[3] 研究開発プログラム

[3-1] 研究開発プログラムの名称

「犯罪からの子どもの安全」

[3-2] 研究開発プログラムを設置する問題意識と研究開発プロジェクトの例示

目標（２）と（３）を達成するために、公募による研究開発を推進する。推進に当たつた問題意識と想定される主要な研究開発プロジェクトを例示すれば以下の通りである。これは、異なる内容の提案を排除するものではない。

① 防犯対策の基盤となる科学的知見及び手法の創出

近年、欧米を中心に犯罪予防を科学的かつ合理的に推進するための理論や技術といった知的基盤が整備されつつある。それとともに、防犯対策を評価・分析してその結果を公開し、政策決定上の優先順位付けにも反映させるなど、科学的な効果検証の要請が高まっている。我が国においても、近年は子どもの犯罪被害への不安が高く、学校や地域住民等による防犯活動が活発に行なわれているが、それらの取組が効果的かつ継続的なものとなるためには、取組の立案における科学的知見の活用や取組の効果検証及びフィードバックが課題である。

例えば、子どもの犯罪被害の量的・質的な実態の把握や、違法・有害情報等が子どもに与える影響など、防犯対策に資する知見を科学的根拠に基づいて収集しその活用方法を提言すること、これまで学校や地域等で実践されてきた防犯教育や防犯活動について、子どもの発達段階ごとの能力や地域のボランティア等が担いする負担を考慮に入れて評価・分析を行い、対策の効果を測定する手法を確立することなどが重要である。

その際、海外の事例が参考となる場合もあると考えられるが、欧米等で有効性が示された知見の収集・分析に留まらず、我が国独自の文化や法制度、社会システムを考慮した上で、我が国においてどのような対策が有効かを検証する視点が求められる。

② 科学的手法・知見を活用した、地域の実情に合わせた効果的かつ持続的な防犯対策の創出

各所で活発に行なわれている地域社会で子どもを守る取組が、効果的かつ持続的なものとなるためには、科学的手法及び知見の活用が課題である。また、これまでの取組を通して、子どもを犯罪から守るための取組を防犯対策として独立して扱うことには限界があり、

子どもの育成や地域社会のあり方と密接に関連する問題として取り組むことが必要であるとの認識が共有されつつある。取り上げる問題や対策、地域の実情によって、家庭、学校、地域住民、自治体、NPO、企業などの関与する主体やその連携、防犯技術の活用のあり方は多様であるが、子どもの犯罪リスクの低減を目標の一つとした地域社会システム全体の設計と実践及び評価が求められている。

例えば、子どもの健全な育成を損なわないよう留意しながら、地域を構成する多様な主体がどのように役割分担や情報共有を行い、効果的に防犯対策を実施していくのか、その設計手法について科学的根拠に基づき提言すること、特定の地域において対策を実施し、その効果を科学的に評価することなどが重要である。また、見守りシステムや違法・有害情報等のフィルタリング技術をはじめとする防犯技術を、地域としてどのように受容し活用していくのかといった問題に関して、すでに防犯対策に使用され、または近い将来に使用されることが見込まれる技術については、それらを用いて防犯対策を実践し評価すること、将来の防犯対策に使用される可能性がある技術については、有効な技術開発のあり方と社会の受容について指針を示していくことが重要である。

このようなプロジェクトを実施することにより、プロジェクト終了後も、地域において科学的根拠に基づく犯罪予防の重要性が認知され、地域の実情の変化に合わせて対策を更新していくサイクルが定着することを期待する。

[3-3] 研究開発プロジェクト及びプロジェクト企画調査の公募及び要件

本プログラムでは、以下の2つの公募を実施する。

- ◇ 研究開発プロジェクトの公募
- ◇ プロジェクト企画調査の公募

[3-3-1] 研究開発プロジェクトの公募

センターは、プロジェクトの提案を広く公募し、優れた提案を採択して研究開発に対する助成を行う。採択の要件として、プロジェクトの提案は、達成しようとする目標及び成果と、それを達成するためのスケジュールや方法を明確かつ具体的に示すことが求められる。

- a) 公募するプロジェクトの期間等は、取り上げる問題や取組の内容に応じて、以下の範囲で設定できる。公募は複数年度にわたり実施する。初年度の募集ではプロジェクトの期間は最長5年であるが、次年度以降は、領域の設定期間内に限定される。

- ◇ プロジェクトの期間： 1～5年
- ◇ 研究開発費： 数百万～1億円程度／年

- b) 本プログラムにおいて、子どもとは未成年（20歳未満）とするが、問題や取組によって特定の年齢層を対象とする場合には、その点を明確にしたプロジェクトの提案を求める。

- c) プロジェクトが達成しようとする成果としては、何らかの知識を得ることに留まらず、社会の問題の解決に資する具体的な成果として、以下のいずれかが求められる。
 - I) 社会の問題を解決するための選択肢を提示しようとするもの（政策提言、研究開発のあり方に関する提言など）。
 - II) 社会の問題の解決に資する具体的な技術や手法等についてその実証まで行おうとするもの。
- d) プロジェクトが達成しようとする目標及び成果に合わせて、解決しようとする具体的な問題に取り組む人々と研究者がチームを形成し、役割分担を明確にすることが求められる。

プロジェクト提案のうち、構想としては優れているがさらなる具体化が必要なものを、[3-3-2]に示すプロジェクト企画調査として採択することがある。

[3-3-2] プロジェクト企画調査の公募

センターは、優れた構想であるが、有効な提案とするにはさらなる検討が必要なものについて、関与者による具体的なプロジェクト提案の検討（プロジェクト企画調査）に対する助成を行う。

- e) 公募するプロジェクト企画調査の期間等は以下の通り。
 - ◇ プロジェクト企画調査の期間： 半年
 - ◇ 企画調査費： 数百万円
- f) プロジェクト企画調査の実施者は、その終了後に、プロジェクト公募に対して提案を応募することが期待され、応募された提案は他の提案と同様に審査される。
- g) プロジェクト企画調査の採択については、プロジェクト企画調査としての提案を公募し採択するとともに、プロジェクト提案のうち構想としては優れているが、さらなる具体化が必要なものをプロジェクト企画調査として採択することがある。

5. おわりに

「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域は、センターの新たな運営方針に則り、問題解決に取り組む多様な関係者の参加を得て、具体的な課題、ニーズを抽出し、設定した初の領域であり、センターの新たな第一歩である。これまでのプロセスに参画いただいた関係者の方々に心から感謝するとともに、新規研究開発領域の設定後も、領域の運営、研究開発プロジェクトの提案・実施、研究開発の進捗・成果の評価等の面で引き続き参画していただくことをお願いしたい。

また本研究開発領域は、社会的・公共的価値を生み出すイノベーションを推進する上で、研究助成機関のあり方や、需要サイドからの科学技術振興のあり方について、一つの事例を生み出そうという試みでもある。1999年に開催された世界科学会議（ブダペスト会議）では、世界中から科学者、技術者、国会議員、ジャーナリスト、行政官、市民ら約1800人が集い、21世紀の科学のあり方について議論を行った。その中では、19～20世紀に発展した「知識のための科学」に加えて、21世紀は「社会のための科学」の確立をめざすことが宣言された。日本でも、第3期科学技術基本計画において、社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術を基本姿勢とするとともに、経済的価値のみならず社会的価値を生み出すイノベーションの重要性を指摘している。

今後の本研究開発領域の運営においては、このような広い視点を持ちつつ、「犯罪からの子どもの安全」のための具体的な成果を効果的に生みだせるよう取り組んでいくこととしており、多くの方々のご協力、ご参画をお願いしたい。

6. 付録

6-1. 安全安心に関わる新規研究開発領域に関する検討会メンバリスト

(所属は平成18年9月28日現在) (敬称略・五十音順)

氏名	所属機関 / 役職
板生 清	東京理科大学総合科学技術経営研究科 教授 科学技術・学術審議会 安全・安心科学技術委員会 主査
井上 孝太郎	機構研究開発戦略センター 上席フェロー 科学技術・学術審議会 安全・安心科学技術委員会 主査代理
片山 恒雄	東京電機大学工学部 教授 前(独) 防災科学技術研究所 理事長
清水 肇子	(財)さわやか福祉財団 常務理事 事務局長 センター運営協議会 協議員
奈良 由美子	放送大学教養学部 助教授 センター評価委員会安全安心分科会 委員
松井 とし	お茶の水女子大学附属幼稚園 副園長 センター評価委員会 脳科学と社会分科会 委員
向殿 政男	明治大学 理工学部長 センター評価委員会安全安心分科会 委員

計7名

6-2. 第1回ワークショップ参加者リスト

◎印：コーディネーター

(所属は平成18年11月24日現在) (敬称略・五十音順)

氏名	所属機関 / 役職
池崎 守	NPO法人さかいhill-front forum 理事
影山 任佐	東京工業大学大学院人間環境システム専攻 / 保健管理センター 教授
梶山 正司	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 課長補佐
片山 恒雄 ◎	東京電機大学工学部 教授
川邊 重彦	学校安全教育研究所 代表
国崎 信江	危機管理対策アドバイザー

氏 名	所属機関 / 役 職
坂 元 章	お茶の水女子大学文教育学部 教授
篠原 惇理	積水ハウス（株）設計本部 次長
下田 博次	群馬大学社会情報学部 教授
新谷 珠恵	(社)東京都小学校PTA協議会 会長 / 世田谷区立小学校PTA連合協議会 顧問
杉井 清昌	セコム（株） 執行役員 / I S 研究所 所長
杉浦 透	広島市安芸区役所市民部区政振興課 主幹
瀬戸 洋一	首都大学東京産業技術大学院大学産業技術研究科 教授
高橋 邦夫	千葉学芸高等学校 校長
戸田 佳実	春日井市総務部市民安全課 副主幹
中村 攻	千葉大学園芸学部 教授
奈良 由美子 ◎	放送大学教養学部 助教授
西岡 伸紀	兵庫教育大学大学院学校教育研究科 教授
原田 豊	科学警察研究所 犯罪行動科学部長
原本 憲子	江東区立なでしこ幼稚園 / 江東区立大島幼稚園 園長
南 哲	関西福祉科学大学健康福祉学部 教授
宮本 和彦	松下電器産業（株） パナソニック システムソリューションズ社 先行技術センター 戦略連携グループ グループマネージャー
山本 俊哉	明治大学理工学部 助教授
横矢 真理	NPO法人子どもの危険回避研究所 所長
米山 和道	文京区立明化小学校 校長

計 25 名

6-3. ミニワークショップ「技術」参加者リスト

(所属は平成18年12月21日現在) (敬称略・五十音順)

氏名	所属機関 / 役職
杉井 清昌	セコム(株) 執行役員 / IS研究所 所長
宮本 和彦	松下電器産業(株) パナソニック システムソリューションズ社 先行技術センター 戦略連携グループ グループマネージャー
横溝 修	(独) 科学技術振興機構研究開発戦略センター シニアフェロー

計3名

6-4. ミニワークショップ「全体像」参加者リスト

(所属は平成18年12月28日現在) (敬称略・五十音順)

氏名	所属機関 / 役職
坂元 章	お茶の水女子大学文教育学部 教授
奈良 由美子	放送大学教養学部 助教授
西岡 伸紀	兵庫教育大学大学院学校教育研究科 教授
原田 豊	科学警察研究所 犯罪行動科学部長
山本 俊哉	明治大学理工学部 助教授

計5名

6-5. 第2回ワークショップ参加者リスト

◎印: コーディネーター

(所属は平成19年2月20日現在) (敬称略・五十音順)

氏名	所属機関 / 役職
梶山 正司	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 課長補佐
片山 恒雄 ◎	東京電機大学工学部 教授

氏 名	所属機関 / 役 職
川 邊 重 彦	学校安全教育研究所 代表
国 崎 信 江	危機管理対策アドバイザー
坂 元 章	お茶の水女子大学文教育学部 教授
篠 原 惇 理	積水ハウス（株）設計本部 次長
下 田 博 次	群馬大学社会情報学部 教授
新 谷 珠 恵	（社）東京都小学校PTA協議会 会長 / 世田谷区立小学校PTA連合協議会 顧問
杉 井 清 昌	セコム（株） 執行役員 / I S研究所 所長
杉 浦 透	広島市安芸区役所市民部区政振興課 主幹
瀬 戸 洋 一	首都大学東京産業技術大学院大学産業技術研究科 教授
戸 田 芳 雄	国立淡路青少年交流の家 所長
中 村 攻	千葉大学園芸学部 教授
奈良 由美子 ◎	放送大学教養学部 助教授
原 本 憲 子	江東区立なでしこ幼稚園 / 江東区立大島幼稚園 園長
南 哲	関西福祉科学大学健康福祉学部 教授
宮 本 和 彦	松下電器産業（株） パナソニック システムソリューションズ社 先行技術センター 戦略連携グループ グループマネージャー
米 山 和 道	文京区立明化小学校 校長
渡 邊 正 樹	東京学芸大学教育学部 教授

計 1 9 名

6-6. 第5回社会技術フォーラム：新領域「犯罪からの子どもの安全」・フロアとの意見交換
進行役、コメンテーターリスト

(所属は平成19年3月12日現在) (敬称略・五十音順)

	氏名	所属機関／役職
進行役	片山 恒雄	東京電機大学工学部 教授
コメンテーター	岩瀬 公一	社会技術研究開発センター 研究開発主幹
	杉井 清昌	セコム(株) 執行役員 / IS研究所 所長
	戸田 芳雄	国立淡路青少年交流の家 所長
	奈良 由美子	放送大学教養学部 助教授
	原田 豊	科学警察研究所 犯罪行動科学部長

6-7. 第4回運営協議会出席協議員リスト

(所属は平成18年12月4日現在) (敬称略・五十音順)

	氏名	所属機関／役職
議長	加藤 康宏	(独) 海洋研究開発機構 理事長
協議員	井村 裕夫	(財) 先端医療振興財団 理事長
	大熊 健司	(独) 理化学研究所 理事
	清水 肇子	(財) さわやか福祉財団 常務理事 事務局長
	遠山 敦子	(財) 新国立劇場運営財団 理事長
	鳥井 弘之	東京工業大学 教授

6-8. 第5回運営協議会出席協議員リスト

(所属は平成19年3月31日現在) (敬称略・五十音順)

	氏 名	所属機関／役 職
議長	加藤 康宏	(独) 海洋研究開発機構 理事長
協議員	伊賀 健一	(独) 日本学術振興会 理事
	大熊 健司	(独) 理化学研究所 理事
	北澤 宏一	(独) 科学技術振興機構 理事
	遠山 敦子	(財) 新国立劇場運営財団 理事長
	鳥井 弘之	東京工業大学 教授
	渡邊 あゆみ	NHKアナウンサー

6-9. センター主要関係者リスト

(所属は平成19年3月31日現在) (敬称略)

氏 名	所属機関／役 職
有本 建男	社会技術研究開発センター センター長
市川 惇信	社会技術研究開発センター 参与
大垣 眞一郎	社会技術研究開発センター 参与
岩瀬 公一	社会技術研究開発センター 研究開発主幹
佐藤 雅裕	社会技術研究開発センター 企画運営室 調査役
平尾 孝憲	社会技術研究開発センター 企画運営室 主査
安藤 二香	社会技術研究開発センター 安全安心研究ユニット 研究員

6-10. 参考文献

【単行本等】

- ・ 影山 任佐, 自己を失った少年たち 自己確認型犯罪を読む, 講談社, 2001
- ・ 藤岡 淳子, 非行少年の加害と被害 非行心理臨床の現場から, 誠信書房, 2001
- ・ 山本 俊哉, 防犯まちづくり～子ども・住まい・地域を守る, ぎょうせい, 2005
- ・ 中村 攻, 安全・安心なまちを子ども達へ, 自治体研究社, 2005
- ・ 浜井 浩一, 犯罪統計入門～犯罪を科学する方法, 日本評論社, 2006
- ・ セコム IS 研究所, セコムが教える犯罪プロのアドバイス, 日経 BP 社, 2006
- ・ Sherman, L. W., Evidence-Based Crime Prevention, Routledge, 2006
- ・ Welsh, B. C., Farrington, D. P., Preventing Crime: What Works for Children, Offenders, Victims And Places, Springer-Verlag, 2006
- ・ 浜井 浩一、芹沢 一也, 犯罪不安社会 誰もが「不審者」? (光文社新書), 光文社, 2006

【論文等】

- ・ Kageyama, J., Ishii, T., Comparisons of Pre- and Postwar Suicide and Homicide Rates in Japan - Aggression and Social Problem, 犯罪学雑誌 第 63 巻 第 4 号, 1997
- ・ 影山, 現代青少年の攻撃性と社会病理, 日本社会精神医学会雑誌 Vol.9 No.1, 2000
- ・ 影山, 最近の犯罪: 現代型犯罪としての「自己確認型」犯罪, 最新精神医学 第 6 巻 第 4 号, 2001
- ・ 栗原、宮本、山中、後神、森脇、長井、安田、白石、尾井、神田、小針、逢坂, 電子タグ・ユビキタスセンサーネットワーク技術を活用した街角見守りセンサーシステム, Matsushita Technical Journal Vol.52 No.3 Jun.2006, 2006
- ・ 特集・第 2 回学校の安全・危機管理セミナー報告パネルディスカッション「犯罪から子どもの命を守るために」, 月刊安全と管理 Vol.33 No.394, 2006
- ・ 影山, フランスの性犯罪: 最近の動向とその対策, 犯罪学雑誌 第 72 巻 第 1 号, 2006
- ・ 南, 今、問われる子どもたちの命と安全, 文部科学省時報 平成 18 年 7 月号, 2006

【報告書・事例集等】

- ・ 内閣府, 社会意識に関する世論調査
- ・ 財団法人コンピュータ教育開発センター, 文部省委託事業 インターネット活用ガイドブック モラル・セキュリティ編, 2000
- ・ 財団法人コンピュータ教育開発センター, 文部省委託事業 インターネット活用のための 情報モラル指導事例集, 2001
- ・ 海外学校防犯対策に関する調査研究検討委員会, 海外の学校防犯対策に関する調査研究報告書, セキュリティ産業新聞社, 2002
- ・ 学校施設の安全管理に関する調査研究協力者会議 (文部科学省), 学校施設の防犯対策について, 2002
- ・ 青少年育成推進本部, 青少年育成施策大綱, 2003

- ・ 犯罪対策閣僚会議，犯罪に強い社会の実現のための行動計画，2003
- ・ 財団法人日本都市センター，安全・安心なまちづくりへの政策提言 ―生活犯罪・迷惑行為・暴力からまちを守る―，2004
- ・ 株式会社セキュリティ産業新聞社，犯罪者につけこまれない安全・安心設計，2004
- ・ 文部科学省，平成 16 年版科学技術白書，2004
- ・ 大阪府生活文化部府民活動推進課，安全なまちづくり地域活動事例集，2005
- ・ 犯罪から子どもを守るための対策に関する関係省庁連絡会議，犯罪から子どもを守るための対策，2005
- ・ 犯罪対策閣僚会議，安全・安心なまちづくり全国展開プラン，2005
- ・ 安全・安心な学校づくりのための文部科学省プロジェクトチーム，学校安全のための方策の再点検等について，2005
- ・ 三菱電機株式会社、松下電器産業株式会社（総務省），「ユビキタスセンサーネットワーク技術に関する研究開発」公開資料，2005
- ・ 総務省自治行政局自治政策課，地域安心安全情報ネットワーク事例報告会，2005
 - ・ 市川市情報システム部情報政策課，「いちかわ安心 e・ネット」の実証実験について，2005
 - ・ 春日井市総務部市民安全課，春日井市安全安心情報ネットワーク事例報告，2005
 - ・ 栃木県岩舟町企画課，機能の活用と I C Tとしての課題，2005
 - ・ 富士河口湖町役場，地域安心安全情報共有システム ふじかわぐちこ安心 e-ネット，2005
- ・ 子どもを非行や犯罪被害から守るための対策に関する関係省庁プロジェクトチーム，子ども安全・安心加速化プラン，2006
- ・ 犯罪対策閣僚会議，「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」フォローアップ，2006
- ・ 犯罪対策閣僚会議，「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」フォローアップ，2006
- ・ 総務省，安心・安全な社会の実現に向けた情報通信技術のあり方に関する調査研究会最終報告書，2006
- ・ 総務省，子どもの安全を確保する、最新情報通信技術，総務省広報誌，2006
- ・ 総務省，ユビキタスネットワーク技術を用いた子どもの安全確保システムに関する事例，2006
- ・ 閣議決定，科学技術基本計画，2006
- ・ 文部科学省科学技術・学術審議会，安全・安心科学技術に関する研究開発の推進方策について，2006
- ・ 特定非営利活動法人さかい hill-front forum，子どもと共に防犯まちづくり 堺市登美丘地区，2006
- ・ 国立大学法人大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター，学校危機の諸相とその予防戦略を考える（第 1 巻、第 2 巻），2006
- ・ 葛飾区亀有社会教育館，平成 17 年度「子どもを犯罪から守る」まちづくり講座・記録集 「子どもはどこで犯罪にあっているか?!」《子どもを犯罪から守るまちづくり活動の進め方》第 4 集，2006
- ・ 全国地域活動連絡協議会，「母親クラブによる親子でつくる地域の安全な環境づくり事業」調査報告書，2006

安全安心に関わる新規研究開発領域の概要（原案）
（第2回ワークショップ提示）

安全安心に関わる新規研究開発領域の概要（原案）

1. 研究開発領域

1-1. 研究開発領域の名称

「犯罪からの子どもの安全」

1-2. 研究開発領域が対象とする社会問題

我が国が目指すべき国の姿の1つとして、第3期科学技術基本計画においては第2期科学技術基本計画から引き続き、「安心・安全で質の高い生活のできる国」が掲げられている。また、国民の意識に関する世論調査等からは、国民の体感治安が悪化していること、特に、子どもの犯罪被害への不安が高いことが示されている。

そのような中、子どもが登下校時等に連れ去られたり殺傷されたりする事件や、インターネットの掲示板を介して子どもが犯罪に巻き込まれる事件等が発生している。それを受けて、各所で様々な取組が着手されており、特に最近では、防犯の観点から地域で子どもを守る取組に注目が集まり、学校、地域住民、自治体、NPO、企業など、地域社会を構成する多様な主体が活動を行なっている。

しかし、現状は、眼前の子どもを守るため、現場ごとに個別の取組が試行錯誤により実施されている段階にあり、取組が科学的根拠に基づき、効果的で持続的なものになるためには、子どもの犯罪被害の実態把握とそれに基づいた対策の立案、対策の効果の検証とフィードバック、対策の効果や問題などに関する組織や地域を越えた情報共有、関係者に過度の負担がかからず持続可能な対策の立案など、様々な課題がある。

また、これまでの取組を通して、子どもを犯罪から守るための取組を防犯対策として独立して扱うことには限界があり、子どもの育成や地域社会のあり方と密接に関連する問題として取り組む必要があることが明らかになりつつある。

以上のような課題を克服して子どもを犯罪から効果的に守っていくために、様々な主体による実践を社会技術の研究開発により支援していくことが期待される。

1-3. 研究開発領域の目標

- (1) 本領域では、子どもが犯罪被害に巻き込まれるリスクの低減を目指し、地域の実情に合わせた効果的かつ持続的な防犯対策を生み出す社会システムの構築に資する成果を創出する。
- (2) 本領域の活動が、我が国において科学的根拠に基づく犯罪予防の重要性が認知され、定着する1つの契機となることを目指し、科学的根拠に基づく防犯対策に資する成果を創出する。
- (3) 本領域の活動を通して、犯罪からの子どもの安全に取り組む多様な人々が情報共有し、協働するための開かれたネットワークを構築する。

以上の目標に向けて研究開発を推進するにあたっては、子どもを犯罪から守る取組を強化することが、他の重要な価値を損なうことにならないよう留意する必要があり、本領域においては、信頼できる人間関係の下、子どもを健全に育成し、安心して生活が営める地域社会作りに資する成果の創出を目指して研究開発を推進する。また、子どもを犯罪から守る取組は多様な人々の協働によって担われるものであり、本領域における研究開発も、取り組む課題と関係する人々の協働により実施する。

更に、本領域においては、子どもとは未成年（20歳未満）とするが、問題や取組によって対象となる年齢層が異なることを踏まえ、研究開発を推進する。

1-4. 研究開発領域の期間

- ・平成19年度～平成24年度（領域の事後評価を含む）

1-5. 研究開発領域の規模

- ・研究費：6年間で20億円程度を想定

2. 研究開発プログラム

2-1. 研究開発プログラムの名称

「犯罪から子どもを守る地域社会システムの構築」

2-2. 研究開発プログラムの目標とアプローチ

本研究開発プログラムでは、研究開発領域の目標(1)および(2)を達成するため、以下のアプローチにより研究開発を推進する。アプローチの記述は、想定される主要な取組を例示したものであり、それ以外の取組を排除する趣旨ではない。また、本プログラムにおいては、子どもとは未成年（20歳未満）とするが、問題や取組によって特定の年齢層を対象とする場合には、その点を明確にしたプロジェクトの提案を求める。

③ 防犯対策に資する科学的知見の収集と科学的評価・分析手法の確立

近年、欧米を中心に犯罪予防を科学的かつ合理的に推進するための理論や技術といった知的基盤が整備されつつある。それとともに、防犯対策を評価・分析してその結果を公開し、政策決定上の優先順位付けにも反映させるなど、科学的な効果検証の要請が高まっている。我が国においても、近年は子どもの犯罪被害への不安が高く、学校や地域住民等による防犯活動が活発に行なわれているが、それらの取組が効果的かつ継続的なものとなるためには、取組の効果検証およびフィードバックが課題である。

例えば、子どもの犯罪被害の量的・質的な実態の把握や、違法・有害情報等が子どもに与える影響など、防犯対策に資する知見を科学的根拠に基づいて収集しその活用方法を提言すること、これまで学校や地域等で実践されてきた防犯教育や防犯活動について、子どもの発達段階ごとの能力や地域住民のボランティア等が担いうる負担を考慮に入れて評価・分析を行い、対策の効果を測定する手法を確立することなどが重要である。

その際、海外の事例が参考となる場合もあると考えられるが、欧米等で有効性が示された知見の収

集・分析に留まらず、我が国独自の文化や法制度、社会システムを考慮した上で、我が国においてどのような対策が有効かを検証する視点が求められる。

④ 今日の防犯課題に対応した地域社会システムの開発と実践、評価

子どもが犯罪に巻き込まれる数々の事件発生を受けて、最近では、地域社会で子どもを守る取組に注目が集まっている。取り上げる問題や対策によって、学校、地域住民、自治体、NPO、企業など、関与する主体や連携の態様は多様であるが、地域社会のあり方と密接に関連する問題として取り組むことが必要であるとの認識が共有されつつある。

例えば、地域や学校等が連携して子どもの健全な育成を損なわないように防犯対策を効果的に実施していくにはどうしたらよいのか、見守りシステムや違法・有害情報のフィルタリング技術をはじめとする防犯技術を地域としてどのように受容し活用していくのか、地域を構成する多様な主体がどのように役割りを分担し、情報共有していくのかなどである。

このように、地域社会で犯罪から子どもを守るためには、子どもの犯罪リスクの低減を目標の1つとした地域社会システム全体の設計と実践が必要であるとともに、取組を評価し、変動する地域の実情に合わせて対策を更新していくサイクルを作り出すことが必要である。

⑤ 防犯対策に関する今後の技術開発と社会の受容に関する研究

現在、子どもの見守り等の防犯対策として、防犯ブザー、防犯カメラ、GPS 付携帯電話といった種々の機器やシステムが開発され、一般社会での実用化が進んでいる。それら既存の防犯システムの機能向上や拡張および実用化は、今後も産業界を中心として着実に進められていくと考えられるが、現行のシステムでは不可能な機能を実現して飛躍的な変化をもたらすような取組の場合には、技術開発と社会の受容について、複雑な課題に直面することが予想される。

例えば、子どもが犯罪に遭遇する危険を察知し回避するための対策の一環として、不審者を自動的に識別するシステムの開発を考えた場合、画像等の情報から人の行動を抽出し、それが不審であるかを判定することが必要となるが、不審者と誤認するリスクを考慮した時に、どのレベルの技術が必要かの評価が大きな課題であろう。また、公共の空間で人を監視して不審者か否かを判定することが、社会に受容されるのか、どのような範囲や条件であればどのようなプロセスを経ることによって受容され得るのか、という検討も課題であろう。

この例のように、将来の防犯対策に向けた技術開発に対し、指針を示していくことが必要である。

3. 公募制度について

3-1. 研究開発プロジェクトのタイプ

研究代表者は応募時に、以下の3つのプロジェクト・タイプから選択して申請するものとする。プロジェクトの提案は具体的な研究計画を示すことが求められるため、研究チームの編成を含め研究計画作成のために相当の準備を要する場合には、タイプAに応募することが推奨される。

・ プロジェクト・タイプA:

性格：フイージビリティ・スタディ

期間：半年

研究費：数百万円程度

・プロジェクト・タイプ B :

性格：タイプ A のフェージビリティ・スタディを経た後に本格研究を行うもの

期間：最長 4 年

研究費：数百万～1 億円程度／年

・プロジェクト・タイプ C :

性格：本格研究

期間：最長 5 年

研究費：数百万～1 億円程度／年

3-2. 研究開発プロジェクト実施条件および実施上の留意点

- ・ 領域総括が領域アドバイザーの助言を得て、プログラム全体のマネジメントを実施する。社会技術研究開発センターの職員は領域総括を補佐する。
- ・ 達成しようとする目標および成果を明確に提示すること。成果は、以下のいずれかが求められる。
 - ① 社会の問題を解決するための選択肢を提示しようとするもの（政策提言、研究開発のあり方に関する提言など）。
 - ② 社会の問題を解決する具体的な成果（特定の技術や手法等）についてその実証まで行おうとするもの。
- ・ 達成しようとする目標および成果に合わせて、解決しようとする具体的な問題の関係者と研究者がチームを形成し、その役割を明確にすること。
- ・ 社会技術研究開発センターが企画する研究成果報告会等の活動に参加すること。

4. ネットワーク構築の概要

本研究開発プログラムの成果が、子どもが犯罪被害に巻き込まれるリスクの低減や、科学的根拠に基づく犯罪予防の重要性の認知・定着に真に資するためには、本プログラムによって創出された技術や知見が広く共有・活用されることが重要である。そのためには、本プログラムの関係者のみならず、犯罪からの子どもの安全の問題に関与する様々な人々が情報交換し、問題解決に向けた協働がなされる環境の醸成が大切である。

そこで、本研究開発領域では目標(3)を設定し、犯罪からの子どもの安全の問題に関与する人々の探索、情報の発信・共有、ワークショップやシンポジウムの企画・開催などを、領域運営の一環として社会技術研究開発センターが実施する。

これらの活動を通して、犯罪からの子どもの安全の問題に関与する人々の間にネットワークが構築され、本領域が終了した後も新たな協働が生み出されることが期待される。

安全安心に関わる新規研究開発領域の概要（原案）
（第5回社会技術フォーラム提示）

社会技術研究開発センターにおいて現時点で検討中の原案であり、本日のフォーラムでの議論等を受けて、今後変更する可能性があります。

安全安心に関わる新規研究開発領域の概要（原案）

1. 研究開発領域

1-1. 研究開発領域の名称

「犯罪からの子どもの安全」

1-2. 研究開発領域の必要性

我が国が目指すべき国の姿の一つとして、第3期科学技術基本計画においては第2期科学技術基本計画から引き続き、「安心・安全で質の高い生活のできる国」が掲げられている。また、国民の意識に関する世論調査等からは、国民の体感治安が悪化していること、特に、子どもの犯罪被害への不安が高いことが示されている。

そのような中、子どもが登下校時等に連れ去られたり殺傷されたりする事件や、インターネットの掲示板を介して子どもが犯罪に巻き込まれる事件等が発生している。それを受けて、各所で様々な取組が着手されており、特に最近では、防犯の観点から地域で子どもを守る取組に注目が集まり、家庭、学校、地域住民、自治体、NPO、企業など、地域社会を構成する多様な主体が活動を行なっている。

しかし、現状は眼前の子どもを守るため、現場ごとに個別の取組が試行錯誤により実施されている段階にあり、有効で継続可能な取組には必ずしも至っていない。そこで、問題解決に取り組む人々と研究者が協働し、科学的な知見や手法を導入して、効果的で持続的な取組とすることが重要である。

以上の問題意識より、犯罪からの子どもの安全に関して、社会技術の研究開発を行うことが必要である。

1-3. 研究開発領域の目標

- (1) 犯罪からの子どもの安全に取り組む人々と研究者の両方を含む関係者の間で情報共有し協働するための開かれたネットワークを構築する。
- (2) 本領域の活動が、我が国において科学的根拠に基づく犯罪予防の重要性が認知され、定着する一つの契機となることを目指して、防犯対策の基盤となる科学的知見及び手法を創出する。
- (3) 子どもが犯罪被害に巻き込まれるリスクの低減を目指して、科学的知見及び手法を活用し、地域の実情に合わせた効果的かつ持続的な防犯対策を創出する。

以上の目標に向けて研究開発を推進するに当たっては、子どもを犯罪から守る取組を強化することが、他の重要な価値を損なうことにならないよう留意する必要がある。本領域においては、信頼できる人間関係の下、子どもを健全に育成し、安心して生活が営める地域社会作りに資する成果の創出を目指して研究開発を推進する。また、子どもを犯罪から守る取組は多様な人々の協働によって担われるものであり、本領域における研究開発も、取り組む課題と関係する人々の協働により実施する。

さらに、本領域において、子どもとは未成年（20歳未満）とするが、問題や取組によって対象となる年齢層が異なることを踏まえ、研究開発を推進する。

1-4. 研究開発領域の構成

本領域は、以下の項目により構成される。

◇ 開かれた関与者のネットワークの構築

◇ 研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」の実施

前者は、目標（1）の達成に向けて社会技術研究開発センターの活動として実施するものである。

後者は、目標（2）と（3）の達成に向けて、公募により広く実施者を募り、研究開発プロジェクトを実施するものである。また、優れたプロジェクトを実現するため、公募によりプロジェクトの具体的な提案を作成するための企画調査を実施する。

1-5. 研究開発領域の期間

- ・ 平成19年度～平成24年度（領域の事後評価期間を含む）

1-6. 研究開発領域の規模

- ・ 研究費：6年間で20億円程度を想定

2. 開かれた関与者のネットワークの構築

子どもを犯罪から守る取組を強化するためには、問題解決に取り組む人々と研究者の協働が必要である。協働がなされる環境を醸成するには、様々な人々が情報交換し、問題意識を共有することが可能な人的ネットワークの構築が重要である。

そこで、本領域では目標(1)を設定し、犯罪からの子どもの安全の問題解決に取り組む人々や問題解決に資する知見を有する研究者の探索、情報の発信・共有、ワークショップやシンポジウムの企画・開催などを、領域運営の一環としてセンターが実施する。

ネットワーク構築と研究開発プログラムを同時に実施することにより、具体的な問題解決に取り組むための優れた研究開発提案が創出されるとともに、研究開発の成果が本プログラムの関係者以外にも広く普及し活用されることが期待される。また、本領域の活動を通して構築されたネットワークにより、領域が終了した後も新たな協働が生み出されることが期待される。

3. 研究開発プログラム

3-1. 研究開発プログラムの名称

「犯罪からの子どもの安全」

3-2. 研究開発プログラムを設置する問題意識と研究開発プロジェクトの例示

目標（2）と（3）を達成するために、公募による研究開発を推進する。推進に当たっての問題意識と想定される主要な研究開発プロジェクトを例示すれば以下の通りである。これは、異なる内容の提案

を排除するものではない。

⑥ 防犯対策の基盤となる科学的知見及び手法の創出

近年、欧米を中心に犯罪予防を科学的かつ合理的に推進するための理論や技術といった知的基盤が整備されつつある。それとともに、防犯対策を評価・分析してその結果を公開し、政策決定上の優先順位付けにも反映させるなど、科学的な効果検証の要請が高まっている。我が国においても、近年は子どもの犯罪被害への不安が高く、学校や地域住民等による防犯活動が活発に行なわれているが、それらの取組が効果的かつ継続的なものとなるためには、取組の立案における科学的知見の活用や取組の効果検証及びフィードバックが課題である。

例えば、子どもの犯罪被害の量的・質的な実態の把握や、違法・有害情報等が子どもに与える影響など、防犯対策に資する知見を科学的根拠に基づいて収集しその活用方法を提言すること、これまで学校や地域等で実践されてきた防犯教育や防犯活動について、子どもの発達段階ごとの能力や地域のボランティア等が担いする負担を考慮に入れて評価・分析を行い、対策の効果を測定する手法を確立することなどが重要である。

その際、海外の事例が参考となる場合もあると考えられるが、欧米等で有効性が示された知見の収集・分析に留まらず、我が国独自の文化や法制度、社会システムを考慮した上で、我が国においてどのような対策が有効かを検証する視点が求められる。

⑦ 科学的手法・知見を活用した、地域の実情に合わせた効果的かつ持続的な防犯対策の創出

各所で活発に行なわれている地域社会で子どもを守る取組が、効果的かつ持続的なものとなるためには、科学的手法及び知見の活用が課題である。また、これまでの取組を通して、子どもを犯罪から守るための取組を防犯対策として独立して扱うことには限界があり、子どもの育成や地域社会のあり方と密接に関連する問題として取り組むことが必要であるとの認識が共有されつつある。取り上げる問題や対策、地域の実情によって、家庭、学校、地域住民、自治体、NPO、企業などの関与する主体やその連携、防犯技術の活用のあり方等は多様であるが、子どもの犯罪リスクの低減を目標の一つとした地域社会システム全体の設計と実践及び評価が求められている。

例えば、子どもの健全な育成を損なわないよう留意しながら、地域を構成する多様な主体がどのように役割分担や情報共有を行い、効果的に防犯対策を実施していくのか、その設計手法について科学的根拠に基づき提言すること、特定の地域において対策を実施し、その効果を科学的に評価することなどが重要である。また、見守りシステムや違法・有害情報等のフィルタリング技術をはじめとする防犯技術を、地域としてどのように受容し活用していくのかといった問題に関して、すでに防犯対策に使用され、または近い将来に使用されることが見込まれる技術については、それらを用いて防犯対策を実践し評価すること、将来の防犯対策に使用される可能性がある技術については、有効な技術開発のあり方と社会の受容について指針を示していくことが重要である。

このようなプロジェクトを実施することにより、プロジェクト終了後も、地域において科学的根拠に基づく犯罪予防の重要性が認知され、地域の実情の変化に合わせて対策を更新していくサイクルが定着することを期待する。

3-3. 研究開発プロジェクト及び企画調査の公募及び要件

本プログラムでは、以下の2つの公募を実施する。

- ◇ 研究開発プロジェクトの公募
- ◇ プロジェクト企画調査の公募

3-3-1. 研究開発プロジェクトの公募

センターは、プロジェクトの提案を広く公募し、優れた提案を採択して研究開発に対する助成を行う。採択の要件として、プロジェクトの提案は、達成しようとする目標及び成果と、それを達成するためのスケジュールや方法を明確かつ具体的に示すことが求められる。

a) 公募するプロジェクトの期間等は、取り上げる問題や取組の内容に応じて、以下の範囲で設定できる。公募は複数年度にわたり実施する。初年度の募集ではプロジェクトの期間は最長5年であるが、次年度以降は、領域の設定期間内に限定される。

- ◇ プロジェクトの期間： 1～5年
- ◇ 研究費： 数百万～1億円程度/年

b) 本プログラムにおいて、子どもとは未成年（20歳未満）とするが、問題や取組によって特定の年齢層を対象とする場合には、その点を明確にしたプロジェクトの提案を求める。

c) プロジェクトが達成しようとする成果としては、何らかの知識を得ることに留まらず、社会の問題の解決に資する具体的な成果として、以下のいずれかが求められる。

- I) 社会の問題を解決するための選択肢を提示しようとするもの（政策提言、研究開発のあり方に関する提言など）。
- II) 社会の問題の解決に資する具体的な技術や手法等についてその実証まで行おうとするもの。

d) プロジェクトが達成しようとする目標及び成果に合わせて、解決しようとする具体的な問題に取り組む人々と研究者がチームを形成し、役割分担を明確にすることが求められる。

プロジェクト提案のうち、構想としては優れているがさらなる具体化が必要なものを、3-3-2に示す企画調査として採択することがある。

3-3-2. プロジェクト企画調査の公募

センターは、優れた構想であるが、有効な提案とするにはさらなる検討が必要なものについて、関与者による具体的なプロジェクト提案の検討（プロジェクト企画調査）に対する助成を行う。

e) 公募するプロジェクト企画調査の期間等は以下の通り。

- ◇ プロジェクト企画調査の期間： 半年
- ◇ 調査費： 数百万円

h) プロジェクト企画調査の実施者は、その終了後に、プロジェクト公募に対して提案を応募することが期待され、応募された提案は他の提案と同様に審査される。

i) プロジェクト企画調査の採択については、プロジェクト企画調査としての提案を公募し採択するとともに、プロジェクト提案のうち構想としては優れているが、さらなる具体化が必要なものをプロジェクト企画調査として採択することがある。

平成18年度 新規研究開発領域探索に関する報告書
— 「犯罪からの子どもの安全」 研究開発領域設定経緯 —

独立行政法人 科学技術振興機構 社会技術研究開発センター

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目1番2号

りそな・マルハビル18階

電話 03-3210-1200

ファクス 03-3210-1300

URL <http://www.ristex.jp>

平成19年8月

Copyright ©2007 JST社会技術研究開発センター

許可なく複写・複製することを禁じます。
引用を行う際は、必ず出典を記述願います。